

日本デジタルゲーム学会会長および理事選挙規定（新規）

第1章 総 則

第1条 本規定は、日本デジタルゲーム学会規約第17条の定めに従い、会長選挙および理事選挙について定めるものとする。

第2条 会長および理事選挙のために選挙管理委員会（以下委員会という）を置く。

第3条 委員会は、会長および理事選挙に必要な事項を行う。

第2章 会長選挙

第4条 会長は会員の直接選挙により1名選出される。

第5条 会長選挙のために選挙管理委員会を置く。

2. 委員会は、理事会によって選任された正会員5名以内の委員をもって構成する。
3. 最初の委員会は会長が招集する。
4. 委員会の委員長は、委員の互選によって選任される。
5. 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 選挙の告示に関すること
 - (2) 会長適任者の推薦に関すること
 - (3) 有権者の資格審査に関すること
 - (4) 投票用紙の作成及び交付に関すること
 - (5) 投票の管理、開票、会長候補者の決定に関すること
 - (6) その他会長選挙の事務に関すること

第6条 会長適任者は、理事会または会員10名以上の推薦により、選出することができる。

2. 推薦者の代表は、会長適任者の推薦状を提出する。

第7条 委員会は会長適任者のリストを作成し、有権者に提示する。

第8条 会長の選挙権者及び被選挙権者（以下、有権者という）は、選挙の告示日現在の正会員とする。

2. ただし賛助理事については、会長選挙の選挙権者となることはできるが、被選挙権は有しないものとする。

第9条 委員会は、理事会から提出された資料に基づいて有権者名簿を作成の上、会長適任者名簿、推薦状に投票用紙を添え、投票に関する所要の事項を有権者に通知する。

第10条 有権者は、所定の投票用紙を用いて投票する。

2. 投票は、1人1票とする。
3. 投票は、無記名とする。
4. 投票は、郵送によるものとする。

第11条 次の投票は、それを無効とする。

2. 所定の投票用紙を用いないもの
3. 被選挙者が確認できないもの

第12条 開票は、委員会が監事1名を立会人として行う。

第13条 委員会は、得票数のもっとも多いものを、会長候補者とする。

2. 得票数が同数の時は、理事会で協議をして会長候補者を決める。
3. 有効投票数が、有権者の10分の1未満の選挙は、これを無効とする。
4. 選挙が無効となった場合は、すみやかに再選挙を行う。

第14条 会長は、委員会から提出された会長候補者を理事会に報告し、理事会の議を経て、総会に提案する。

2. 総会の議決を経た候補者は、総会終了後、会長に就任する。

第3章 理事選挙

第15条 理事は会員の直接選挙により選出され、得票数の多い順に9名とする。ただし、会長および賛助理事はこの定数には含まれないものとする。

第16条 理事選挙のために選挙管理委員会（以下、委員会という）を置く。

2. 委員会は、理事会によって選任された正会員5名以内の委員をもって構成する。
3. 最初の委員会は会長が招集する。
4. 委員会の委員長は、委員の互選によって選任される。
5. 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 選挙の告示に関すること
 - (2) 有権者の資格審査に関すること
 - (3) 投票用紙の作成及び交付に関すること
 - (4) 投票の管理、開票、理事候補者（以下、候補者という）の決定に関すること
 - (5) その他理事選挙の事務に関すること

第17条 理事適任者は、理事会または会員5名以上の推薦により、選出することができる。

2. 推薦者の代表は、理事適任者の推薦状を提出する

第18条 委員会は理事適任者のリストを作成し、有権者に提示する。

第19条 理事の選挙権者及び被選挙権者（以下、有権者という）は、選挙の告示日現在の正会員とする。

第20条 委員会は、理事会から提出された資料に基づき、有権者名簿を作成の上、理事適任者名簿、推薦状に投票用紙を添え、投票に関する所要の事項を有権者に通知する。

第21条 有権者は、所定の投票用紙を用いて投票する。

2. 投票は、1人9名までの連記とする。
3. 投票は、無記名とする。
4. 投票は、郵送によるものとする。

第22条 次の投票は、その全部または一部を無効とする。

2. 所定の投票用紙を用いないもの
3. 理事の定数以上の者に投票したもの
4. 被選挙者が確認できないか、または、被選挙者が有権者でないものは、その部分

第23条 開票は、委員会が監事1名を立会人として行う。

第24条 委員会は、得票数の多い者から順に9名を理事候補者とする。

2. 得票数が同数の時は、委員会が候補者を決定する。
3. 有効投票数が、有権者の10分の1未満の選挙は、これを無効とする。
4. 選挙が無効となった場合は、すみやかに再選挙を行う。

第25条 会長は、委員会から提出された理事候補者を理事会に報告し、理事会の議を経て、総会に提案する。

2. 総会の議決を経た候補者は、総会終了後、理事に就任する。

付 則

この規定は、総会で承認された日から施行する。

制定：平成24年2月26日

以上